

III 研究ノート III

ドイツ信託公社の誕生の軌跡 —— 初期信託公社の設立と限界 (1) ——

古川 澄明

1. はじめに
2. 初期公社設立の背景
 2. 1. 経済改革のジレンマ
 - (1) 政府「経済改革委員会」の役割
 - (2) 在野組織「円卓会議」の役割
 2. 2. 自力存続への幻想
3. 初期公社の設立令
 3. 1. 草案 (以上, 本号)
 3. 2. 制定
 3. 3. 設立令, 転換令, 定款
4. 初期公社の設立
 4. 1. 設立と組織
 4. 2. 事業の実状
5. 初期公社の限界
 5. 1. 初期公社の限界
 5. 2. 民営化の限界
6. 終わりに代えて

1. はじめに

「初期信託公社」(Ur-Treuhandanstalt) の創設プロセスや同公社の活動は、ドイツ再統一後の信託公社の民営化事業 (Privatisierung) に対して、いかなる影響を及ぼしているのであろうか。東西ドイツの経済的統合へ向けて、つ

まり東ドイツ企業を西ドイツの社会的市場経済システムに組み込むための政治的・法的基盤が整えられていくプロセスにおいて、最初から西ドイツ側が主導権を握っていたのであろうか。「壁」崩壊からわずか1年足らずで「ドイツ再統一」という東西ドイツ国家の統合事業が実現し、20世紀末の世界史に事蹟を刻んだが、その舞台裏で東西ドイツの人々、とりわけ東ドイツの人々は日々刻々と激変する歴史の現場で、東ドイツ企業をどのような方向へ導こうとしていたのか。このドイツ史の短い激動の時代に人々が国営企業の将来のあり方をめぐって歴史に働きかけた行動やその役割を振り返えることは、「ドイツ再統一」後の民営化事業プロセスと、その後の東部ドイツの産業復興を見る上で、重要な意味をもつと考える。そこで、以下においては、このような疑問に留意しながら、東西ドイツの経済的統合が始まる「通貨統合」(Währungsunion, 1990年7月1日)の時点から遡って、「初期信託公社」の創設・展開の歴史を見ることにする。つまり「初期信託公社」の誕生と、それが果たした過渡期的役割を振り返えることにするが、その場合に、東ドイツの経済改革プロセスへの取り組みについて、「初期信託公社」の創設プロセスと東ドイツ企業の資本金会社への改組についての実態に検討の焦点を定め、手短かに歴史を振り返る形で叙述を進めることにする。

2. 初期公社設立の背景

2. 1. 経済改革のジレンマ

まず、「信託公社」の創設構想が、どのような政治的状況下で登場してきたのかを、見ておこう。

すでに1989年夏には、ホーネッカー指導部の指導力喪失が決定的となる。ハンガリーがオーストリアとの国境を開放し、それによってワルシャワ条約機構の内部崩壊が確実となるなか、東ドイツ市民がハンガリー経由で西ドイツに出国する道が開かれ、大量出国が始まった。東ドイツ国内でも民主化を要求するデモが日増しに勢いを拡大し、ついには「ベルリンの壁」の開放(11月9日)によって東ドイツ国家の存亡が問われることになった。そうした

状況下で、「壁」開放の2日前、11月7日にはシュトフ (Willi Stoph, 生没年1914-1999) 内閣が解散し、13日には東ドイツ人民議会がドレスデンの統一党県書記長 (SED-Bezirkssekretär¹⁾) であったハンス・モドロウ (Hans Modrow, 1928生) を首相 (Ministerpräsident) に選出し、17日にモドロフを議長とする新しい閣僚評議会 (Ministerrat, 政府) が発足した。新内閣はそれまでの44人の閣僚数²⁾を大幅削減して、新旧5政党から28人の閣僚参加によって構成され、「民主改革」および「経済改革」の推進を表明した。この頃には「新フォーラム」など、7つの新しい政治市民グループが生まれ、市民勢力を結集し始めていて、やがて教会関係者の呼びかけで、12月7日に新旧政治勢力から構成される第1回「中央円卓会議」(Zentraler Runder Tisch) が歴史の舞台に登場した。「民主主義の学校」(Schule der Demokratie) とも呼ばれたこの「円卓会議」は、その後の東ドイツの政治・経済改革で重要な役割を果たすことになったが、「信託公社設立令」(後述)の制定にあたっても深く関わっている³⁾。「円卓会議」(Runder Tisch, round table) は、国家が危機

- 1) SED: Sozialistische Einheitspartei Deutschlands (ドイツ社会主義統一党)の略称。1946年にドイツ共産党 (Kommunistische Partei Deutschlands) とドイツ社会民主党 (Sozialdemokratische Partei Deutschland) が合併してできた政党で、東ドイツ憲法第1条に「マルクス・レーニン主義的政党」としてのその「指導的役割」が定められ (SEDの明記はない)、またそれを他の連合諸政党や社会的諸機関が認めるものとされた。同党は人民議会議席数 (500, 1980年) の25.4% (127議席) を占め、約100万部の予約購読者をもつ東ドイツ最大の新聞であった党機関紙『新しいドイツ』(Neues Deutschland) を発行した (閣僚評議会の28議席数配分: SED 17, LDPD 4, CDU 3, NDPD 2, DBD 2議席)。東ドイツ国内には、国の行政管理機関と SED の管理機関が並行して存在し、さらに国家公安局 (Staatssicherheitsdienst, 秘密警察) の密告・誣告・監視網が敷かれていた。SED 以外の政党には、FDGB (労働総同盟, 68議席 [以下省略]), LDPD (自由民主党, 52), CDU (キリスト教民主同盟, 52), NDPD (国民民主党, 52), DBD (民主農民党, 52), DFD (婦人同盟, 35), FDJ (青年同盟, 40) などがあった。なお1989年12月6日に SED (社会主義統一党) は SED・PDS (社会主義統一・民主社会党) に改称した (根本道也『東ドイツの新語』同学社, 1981年。憲法については、Deutsche Demokratische Republik: *Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik*, 1968; Pollmann, Bernhard: *Daten zur Geschichte der Deutschen Demokratischen Republik*. Düsseldorf: ECON Taschenbuch Verlag, 1984, S.198ff.; 日本ドイツ民主共和国友好協会訳『ドイツ民主共和国憲法』同協会, 1969年; 国立国会図書館調査立法考査局訳『ドイツ民主共和国憲法』同調査局, 1973年; 秘密警察については桑原草子『シュタージ<旧東独秘密警察>の犯罪』中央論社, 1993年を参照)。
- 2) モドロウは組閣に際して、産業担当大臣数を8人から3人に削減し、重工業省、機械製造省および軽工業省を残した。その他に、経済分野には、商業・供給、建設・住宅、農林食料、財務・価格、労働・賃金、対外貿易の6省があった。こうした数多くの省の存続は、ケムラーによれば、経済の国家的統制という観点が失われていなかったことを示すものであった (Marc Kemmler: *Die Entstehung der Treuhandanstalt. Von der Wahrung zur Privatisierung des DDR- Volkseigentums*. Frankfurt/New York: Campus Verlag, 1996, S.58, 注34)。
- 3) G. J. グレースナー『ドイツ再統一過程の研究』(Glaessner, Gert-Joachim: *Der schwierige Weg zur Demokratie: vom Ende der DDR zur deutschen Einheit*, Opladen: Westdeutscher Verlag, 1992), 中村登志哉, 中村ゆかり訳, 青木書店, 1993年, 115-118頁参照。

に瀕しているような政治的状況を乗り切るために、国民の様々な階層の種々の団体の代表者が集って対等の立場で政治的和解を見出そうとする会議であった。この種の会議が採られた先行事例には、ポーランドにおいて1988年から1989年に共産党政府と「連帯」とによって設けられた円卓会議がある。暴動や擾乱、流血惨事となるような内戦状態に陥ることなく国民の多様な階層の利害を代表する人々が過渡期の民主主義的政治を実現しようとする「場」が出現したことは、興味深い歴史現象である。ユーゴスラビア崩壊後の惨状や、流血を伴ったルーマニアの民主化を想起するとき、東ドイツでの「円卓会議」の出現は当時の政治権力層と市民との政治的な力関係の拮抗が生み出した均衡であったかのようにも見えるが、本源的にはドイツの歴史に根差す民族性や精神性が強く働いていたように思われる。この点は、今後、改めて学術的に問い直す必要があるであろう。

10ヵ月後の1990年10月3日、ドイツ再統一の日、当時ドイツ連邦共和国大統領で国家元首であったリヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー (Richard von Weizsäcker, 1920生) は、ベルリンでの演説のなかで、次のように、当時の政治状況を振り返って、市民による政治変革運動がいかに重要な役割を果たしたかを述べている。

「89年秋以来、信じ難いほど困難な外的諸条件の下にあるドイツ民主共和国の人間の実体が、新しいやり方で、つまり、市民運動、円卓会議、地方自治体の新生というような形をとって、誰の目にも明らかになりました。人民議会においては、これ以上大きくなり得ようもない様々な責任を、人々は何の準備もないままに引き受けたのです。時折、彼らは素人役者呼ばわりされます。これは、非難か何かのつもりで言われているのでしょうか？ 彼らは、議員団の限界を乗り越えて、困難極まりない問題解決に・・・献身的に働きました⁴⁾。」

ヴァイツゼッカーは、実はドイツ再統一への舞台裏で「厳しい試練」を背負い込んだ東ドイツの理性ある人々が市民勢力を結集し、職業政治家や能吏の果たし得ないかった歴史的働きと役割を担ったということを牢记して忘れ

4) R. v. ヴァイツゼッカー『過去の克服・二つの戦後』（山本務訳）日本放送出版協会、1994年、133頁。



写真1 ハンス・モロドゥ (Hans Modrow)

出所：<http://de.wikipedia.org/wiki/Bild:Modrow.jpg>

写真2 1990年、ライプツヒ新市庁舎会議室での「円卓会議」、会議では、市民代表や旧政治勢力代表が対座した。

出所：Haus der Geschichte, Bonn/Leipzig, EB-Nr.: H 1996/05/0076.03, ドイツ政府文化省 (Bundesregierung für Kultur und Medien, BKM) が公認するドイツ史公式インターネット・サイト「LeMO: Lebendiges virtuelles Museum Online」(Fraunhofer Institut für Software- und Systemtechnik (ISST), Deutsche Historische Museum (DHM) in Berlin, Haus der Geschichte der Bundesrepublik Deutschland (HdG) in Bonn といった3機関による共同運営) からダウンロード：http://www.dhm.de/lemo/objekte/pict/DieDeutscheEinheit_photoRunderTisch/index.html。

ないようにと、全国民に呼び掛けているのである。とくに新旧政治勢力からなる中央「円卓会議」が東ベルリンに設置され、政府や議会に取って代わることなくそれらを民主主義的にコントロールする役割を果たした。その歴史的な功績と意義は大きく、ヴァイツゼッカーが強調したように、東ドイツにも良心的理性が深く根を下ろして枯れていなかったことが銘記されるべきで

ある。管見では、とりわけドイツ人の精神性から視線を逸らすべきではない。「円卓会議」は各都市、地域でも結成された。「中央円卓会議」(第1図参照)は、全部で、16回開かれている⁵⁾。

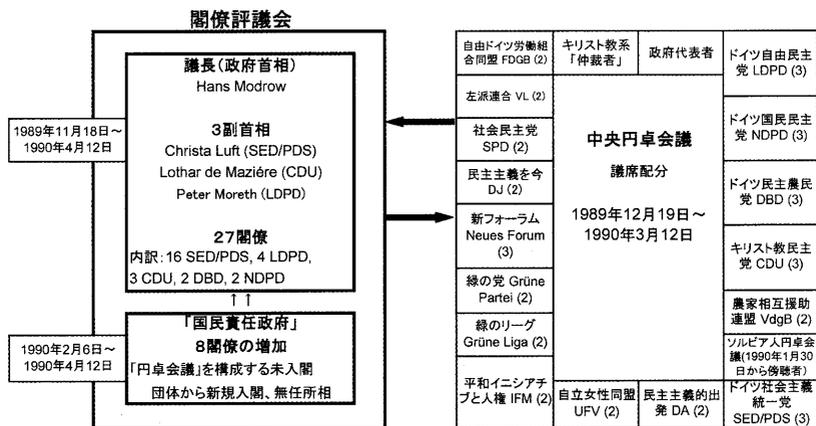
東ドイツでのその後の政治的動きに目を向けると、1989年12月19日にドレスデンで東西ドイツ首脳会談が開かれ、「条約共同体」(Deutsch-deutsche Vertragsgemeinschaft)の形成、「経済合同委員会」(Gemeinsame Kommission zur weiteren Vertiefung der wirtschaftlichen Beziehungen)の設置および「経済協力協定」が調印されている⁶⁾。1月に入ると、東ドイツ人民議会では経済改革論議が繰り広げられ、同月末に市場経済制度の導入を柱とする経済改革案について本格的な協議が始まっている。例えば、1月6日には東ドイツ閣僚評議会に49%の外資出資制限を盛り込む「合弁事業法⁷⁾」の草案が提案され、同月25日に可決されている。その1週間前(1月17日)には、東西ドイツの銀行間で初めての資本提携が行われている。「ベルリン国民銀行」(Berliner Volksbank)は、東西冷戦によって1952年に東西ベルリンに分離して同じ銀行名を残しながら存続してきたが、東ドイツがこの合弁事業法によって外国資本に門戸を開いたことで、西ベルリンの「ベルリン国民銀行」が東ベルリンの「ベルリン国民銀行」(Berliner Volksbank)に10%の資本参加をすることで両行が合意し、その後1990年12月に合併している。この東西ベルリン銀行の資本提携プロセスは、「ベルリンの壁」開放とともに東西経済交流が始まったわけではないことを物語る事例として、興味深い。同行社史によれば、東ドイツの古都ライプツィヒを舞台にして民主改革を求める「月曜日市民デモ」(Leipziger Montagsdemonstrationen)が1989年10月9日(月)に最高潮に達するが、この市民の民主化運動の高まりに誘われるかのように、11月6日に西

5) 坪郷實『統一ドイツのゆくえ』岩波書店、1991年、43頁以降；星乃治彦『東ドイツの興亡』青木書店、1991年、139頁；グレースナー、前掲訳書『ドイツ統一過程の研究』(Glaessner, G.-J.: a.a.O.)、青木書店、1993年、119-124頁を参照のこと。各回会議での協議内容やそれに関わった人物については、次の研究書に詳しい：Helmut Herles, Ewald Rose (Hrsg.): *Vom Runden Tisch zum Parlament*. Bonn: Bouvier, 1990.

6) Vgl. Detlef Nakath, Gerd-Rüdiger Stephan: *Countdown zur deutschen Einheit. Eine dokumentierte Geschichte der deutsch-deutschen Beziehungen 1987-1990*. Berlin: Dietz Verlag, 1996, S. 260-268.

7) Verordnung über die Gründung und Tätigkeit von Unternehmen mit ausländischer Beteiligung in der DDR vom 25. Januar 1990 (GBI. I., S.16): Außer Kraft durch Verordnung vom 28. Juni 1990 (GBI. I., S.509).「合弁事業法」については、島村博「ドイツ民主共和国【合弁法】」『国際商事法務』第18巻第6号、1990年6月を参照のこと。

第1図 中央円卓会議と閣僚評議会



注 「中央円卓会議」の左上から順に、「自由ドイツ労働組合同盟」(FDGB: Freie Deutsche Gewerkschaftsbund) : 東ドイツの15労組連合会) ; 「左派連合」(Vereinigte Linke) : 1989年10月2日結成, キリスト教社会主義者, トロツキー主義者, 極左翼など ; 「東ドイツ社会民主党」(SPD: Sozialdemokratische Partei Deutschlands) : 東ドイツでは1989年末に民主主義が進むなかで再建された ; 「民主主義を今」(Demokratie jetzt) : 1989年9月に結成, 民主主義を求める市民団体 ; 「新フォーラム」(Neues Forum) : 1989年秋に結成, 民主主義を求める市民政党 ; 「緑の党」(Grüne Partei) : 1990年初めに東ドイツでも結成 ; 「緑のリーグ」(Grüne Liga) : 1989年11月に東ドイツでエコロジー運動団体として結成 ; 「イニシアチブ平和と人権」(Initiative Frieden und Menschenrechte) : 東ドイツで1985年秋に人権を求める団体として結成 ; 「自立女性同盟」(UFV: Unabhängige Frauenverband) : 1989年12月に東ドイツで結成された自立女性団体 ; 「民主主義的出発」(DA: Demokratische Aufbruch) : 1989年10月結成, 民主主義的社会主義を掲げた東ドイツ野党 ; 「ドイツ社会主義統一党」(SED/PDS: Sozialistische Einheitspartei Deutschlands/Partei des Demokratischen Sozialismus) : 1945年にドイツ共産党とドイツ社会民主党が合併して結成, 東ドイツの指導政党の地位を占めたが, 「ベルリンの壁」崩壊後, 1990年2月4日に PDS と改称 ; 「ソルビア人円卓会議」(Sorbischer Runder Tisch) : 1989年11月, 東ドイツ内のドレスデン近郊や他所に住むスラヴ系少数民族ソルビア人の利害団体 ; 「農家相互援助連盟」(VdgB: Vereinigung der gegenseitigen Bauernhilfe) : 1945年秋結成, 東ドイツの農家・園芸家大衆組織 ; 「キリスト教民主党」(CDU: Christlich Demokratische Union Deutschlands) : 1945年結成, キリスト教主義者を党員とし, 人民議会で52人の議員を送っていた ; 「ドイツ民主農民党」(DBD: Demokratische Bauernpartei Deutschlands) : 1948年結成, 協同組合農民, 農業関係労働者を党員とし, 人民議会で52人の議員を送っていた ; 「ドイツ国民民主党」(NDPD: National-Demokratische Partei Deutschlands) : 1948年結成, 協働組員, 自営手工業者, 文化人, 芸術家, 事務職員を党員とし, 人民議会で52人の議員を送っていた ; 「ドイツ自由民主党」(LDPD: Liberal-Demokratische Partei Deutschlands) : 1945年結成, 手工業者, 小売商人, 商工業者, 知識人, 事務員を党員とし, 人民議会にも52人の議員を送っていた。中央円卓会議への参加団体名に付記した括弧内の数値は議席数。

資料 右記資料を参照して作成 : Bild:Runder_tisch.png, in: http://de.wikipedia.org/wiki/Bild:Runder_tisch.png ; Helmut Herles, Ewald Rose (Hrsg.): *Vom Runden Tisch zum Parlament*. Bonn: Bouvier, 1990 ; 根本道也「東ドイツの新語」同友社, 1981年 ; その他。

側の「ベルリン銀行」頭取が東側の「ベルリン銀行」に最初の電話コンタクトを取ったといわれる。奇しくもその3日後に、「ベルリンの壁」が開放された。そして8ヵ月後の7月1日に東西ドイツ間で「通貨同盟」(Währungsunion)が実施され、10月3日にはドイツ再統一が実現したわけである。

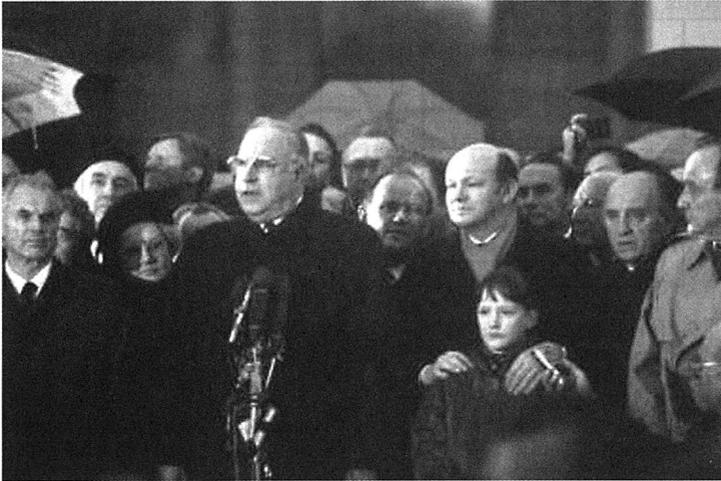


写真3 1989年12月22日、東西ベルリンを走る国境線の東ベルリン側にあったブランデンブルク門 (Brandenburger Tor) に東西ドイツ要人が集い、同門通過を再開する式典が開かれた。式典出席者：東ドイツ政府モロドゥ首相 (Hans Modrow, 前列左)、西ドイツ政府コール首相 (Bundeskanzler Helmut Kohl, マイクを前に)、西ベルリン・モンパー市長 (Regierender Bürgermeister: West-Berlin, Walter Momper, 前列右3人目)、東ベルリンのクラック市長 (Oberbürgermeister: Ost-Berlin, Erhard Krack, コールとモンパーの間)。

出所：<http://de.wikipedia.org/wiki/Bild:KohlModrowMomperBrandenburgerTor.jpg>

さて、叙述を本流に戻そう。「ベルリンの壁」崩壊から年が明けて、1990年2月早々、モドロウ首相は東西ドイツがそれぞれ軍事同盟から段階的に離脱し、軍事的中立の立場で連邦国家を形成すべきとする「ドイツ再統一の4段階実現案」と「統一ドイツ中立案」(2月1日)を提案し、さらに3年内に東ドイツマルクを交換可能にし、物価統制を撤廃して、中央統制経済から市場経済へ移行させるといふ、市場経済移行計画案を明らかにした。

つまり、1989年11月から1990年2月にかけて、この時期の東ドイツでは、

「壁」崩壊によって社会主義国家の終焉が運命づけられていることを政府も認めざるを得ない内政状況にあった。国民の熱狂的な変革要求が高まっていた、危機的状況が迫っていた。しかし政府は逆睹して現状に対応できる政策能力を欠き、また種々の新政治勢力も行動力を結集して政権を奪取しうる能力をもっていなかった。そのような、政治経済秩序の崩壊を招きかねない危急状態の中で、グレースナーが述べたように、人民議会、モドロウ政権、円卓会議といった3重の政治的構造による過渡期の不安定な政治状況が進行していたのである⁸⁾。そうしたなかで、「信託公社」創設へと繋がっていく「経済改革」の方向付けをめぐるには、政府諮問機関「経済改革委員会」(Arbeitsgruppe “Wirtschaftsreform”)と「円卓会議」が果たした役割を注目しておかなければならない。この点に、光を当ててみたい。

(1) 政府「経済改革委員会」の役割

政府側の経済改革原案の作成、とりわけ「信託公社設立令」や、東ドイツ国営企業の資本会社への改組に関する「転換令」などの法案(後述)の起草は、もっぱら「経済改革委員会」によって行われた。この委員会はクリスタ・ルフト副首相兼経済問題相(Christa Luft, stellvertretender Ministerpräsident und Ministerin für Wirtschaft, 1938生, 在任期間:1989年11月18日~1990年3月18日, 1990年10月2日まで人民議会 PDS 代表議員)の統括下に置かれ、同相配下のヴォルフラム・クラウゼ(Wolfram Krause⁹⁾)によって指揮された。クラウゼは1970年代前半に国家計画委員会(Staatliche Plankommission)の副議長を務めて以降、1978年中頃に党(SED)指導部に対して経済政策に起因する矛盾増大を指摘して指導的地位を離れ、その後東ベルリンの党地区指導部で落魄の境遇にあった人物であるが、1989年11月3日に党(SED)機関紙『ノイエス・ドイチュラント』(Neues Deutschland)に共同執筆で「経済

8) G. J. グレースナー, 前掲訳書『ドイツ統一過程の研究』, 115-118頁参照。

9) W.クラウゼは、ギュンター・クラウゼ(Günter Krause)と混同されやすい人物である。後者は、デメジュール政府の次官として「国家条約」と「統一条約」の締結交渉で活躍し、後に連邦運輸相に就任するが、のちに地位利用スキャンダルで政界を引退(Kemmler: a.a.O., S.59, 注38)。

改革—社会主義の革新のための基本」と題する論考を公表して、これがモドロウの目に留まり、経済改革の重職に登用されることになったといわれる¹⁰⁾。ルフト経済問題相は、モドロウ内閣の組閣当時、同人の言葉を借りれば「東ドイツ (DDR) の最大の経済学教育研究施設」であった「ベルリン経済大学」(Hochschule für Ökonomie in Berlin-Karshorst)の学長であったが、同内閣の組閣の際に新設ポストの経済問題担当相への就任を請われて引き受けたという¹¹⁾。ルフトは副首相兼経済問題担当として経済改革案の作成に関わることになった。モドロウ首相はルフト副首相の他に、2人の副首相を置いた。1人は1990年3月1日に新設される信託公社の統轄部 (Direktorium) の初代議長に就任するモレス (Peter Moreth, LDPD, 1941生) で、副首相兼地域国家機関担当相 (Minister für örtliche Staatsorgane) のポストに就いた。もう1人は3月18日に行われる東ドイツ初の自由総選挙によってモドロウ政権に代わって新政府首相になるデメジュール (Lothar de Maizière, CDU 党首) で、宗教担当副首相に就いた。デメジュールは「信託法」の制定と人民所有財産の民営化を遂行する信託公社の方向付けを行い、ドイツ再統一を一気に推進することになった人物である¹²⁾。



写真4 ローター・デメジュール
(Lothar de Maizière)
出所：http://de.wikipedia.org/wiki/Lothar_de_Maizi%C3%A8re



写真5 クリスタ・ルフト (Christa Luft)
出所：<http://www.linksnet.de/autor.php?id=10>
85

10) 共同執筆者 Wolfgang Heinrich は、当時、東独科学アカデミー所員および中央経済学研究所 (Zentralinstitut für Wirtschaftswissenschaften) の所長であった (Kemmler, *a.a.O.*, S.59, 注36)。因みに、『ノイエス・ドイチュラント』紙は「約100万人の予約購読者をもつ東ドイツ最大の新聞」で、A版(全国版)とB版(ベルリン版)が発行された(根本、前掲書、38頁)。発行企業は有限会社の法形態をとってベルリンに本社を置いた。ドイツ再統一後の今日も、自称「社会主義日刊紙」(Sozialistische Tageszeitung)として存続している。

東ドイツの中央計画経済で決定的権限を握っていた機関は、閣僚評議会に直属した「国家計画委員会」であった。ルフト経済問題相の責任範囲はこの機関には及ばず、同人によれば、ルフトは「省を持たない大臣」であった。職員20人という比較的少数のスタッフを割り当てられたルフトは、このスタッフを使って2つの「作業グループ」(Arbeitsgruppen)を組織した。その内の一つは、当面する経済改革問題と取り組む委員会であった。もう一つが、上記の「経済改革委員会」であった。この委員会はクラウゼが率いる12人の職員で構成され、「初期信託公社」の創設で決定的な役割を演じるようになった。法案を含む一連の経済改革案の構想全体に対して管轄権限が及んだという。クラウゼ自身は、後に信託公社の業務統轄本部(Direktrium)とその後の業務執行部(Vorstand)のメンバーになる(前職に1990年3月15日～1990年7月15日間、後職に1990年7月15日～1992年6月22日間在任¹³⁾)。なお、「国家計画委員会」は、1990年1月15日に「経済委員会」(Wirtschaftskomitee)に改称されたが、その際に根本的改革はなかったといわれる。因みに、その他の経済政策上の委員会として、モドロウ政府は「学術専門家委員会」(Wissenschaftliches Sachverständigenrat)と「経済キャビネット」(Wirtschaftskabinett)を設置した¹⁴⁾。

(2) 在野組織「円卓会議」の役割

モドロウ政府の政治・経済改革の推進において、新旧政治勢力が一堂に会した「中央円卓会議」の政治的影響は小さくなかった。経済改革では、計画経済システムから市場経済システムへの移行をめぐる政府の政策決定を左右する程に、重要な役割を果たした。「円卓会議」の政治的性格とそれが果たした役割を理解するためには、この「円卓会議」が組織された当時の政治情

11) Christa Luft: *Treuhandreport*. Berlin u. Weimar: Aufbau-Verlag, 1992.

12) Vgl. Kemmler: *a.a.O.*, S.58f. なお、モドロウ内閣組閣当時の状況はモドロウとルフトの回想録に詳しい: Christa Luft: *a.a.O.*, S.18f.; Hans Modrow: *Aufbruch und Ende*, Hamburg: Konkret Literatur Verlag, 1991, 宮川彰監訳『ドイツ再統一された祖国: 旧東ドイツ首相モドロウ回想録』八朔社, 1994年, 42-45頁参照のこと。

13) Deutscher Bundestag: *Beschlußempfehlung und Bericht des 2. Untersuchungsausschusses "Treuhandanstalt" nach Artikel 44 des Grundgesetzes*. 12. Wahlperiode, Drucksache 12/8404, 31. August 1994; Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.2, Berlin, 1994, S.497.

14) Kemmler: *a.a.O.*, S.58-59.

勢に触れなければならない。東ベルリンにおいて第1回「中央円卓会議」(1989年12月7日)が東ドイツプロテスタント教会連盟の呼びかけで開かれた当時、「権力の真空状態」(グレースナー)が起きていた。ベルリンの壁崩壊(1989年11月9日)以降、旧体制の解体を求める熱狂的な市民デモの声が大きくなる中で、モロドゥ政府(11月17日発足)は民主化と経済改革へ進路を進めるのか、あるいは国家破局へ向かう政権崩壊へ突き進むのか、といった、まさに遷延を許されない選択を迫られていた。西側からは市場経済の波が国境を越えようとしていた。グレースナーが分析したように、旧体制の瓦解と、迫り来る経済危機の中で、東ドイツ政府はジレンマに陥っていた。東ドイツ全土で旧体制解体を求める民衆の国家変革気運が盛り上がり、種々の反政府勢力が形成され、そうした不安定な政治情勢の中で、各地に種々の階層から代表を集めた「円卓会議」が結成されたのである¹⁵⁾。

「ベルリンの壁」が開かれた翌日、1989年11月10日には、民主的変革を求める人々の代表が「円卓会議」の結成を呼びかけ、「共同宣言」(Gemeinsame Erklärung)を出している。「宣言」では、次のように述べられた：「これまでの権力・責任構造によってはもはや乗り越えられないわが国の危機的状态に直面して、我々は、憲法改正と自由な選挙のための前提を生み出すために、東ドイツ(DDR)の住民が話し合いを行う円卓会議(Runder Tisch)に集まることを求める。会議には、以下の代表の参加を求めたい：人民議会に議席をもつ政党、新しく結成された民主主義的グループや政党、労働組合の独立代表、教会代表、芸術家団体代表。われわれは、挙げられた団体や組織を、いま準備中の話し合いの場に招請するであろう。」呼掛け代表は「市民運動民主主義は今」(Bürgerbewegung Demokratie jetzt)、「民主主義的出発」(Demokratischen Aufbruchs)、「緑の党」(Gründungsinitiative Grüne Partei)、「イニシアチブ平和と人権」(Initiative Frieden und Menschenrechte)、「左派連合」(Initiativgruppe Vereinigte Linke)、「社会民主党」(SDP)であった(1989年11月10日付き共同宣言、ベルリン、より¹⁶⁾)。東ドイツ社会主義国家

15) G.-J. グレースナー、前掲訳書『ドイツ統一過程の研究』、119-122頁参照。

体制が瓦解し、新旧政治勢力の中から理性ある人々が東ドイツの民主化のために市民政治運動の最前列に進み出したことが分る。

前述の通り、ドイツ再統一史上で「円卓会議」が果たした政治的役割は重要である。とくに「中央円卓会議」は17の政党やグループの代表の参加によって新旧政治勢力を結集し、東ドイツ初の自由総選挙（3月18日）を目前にした最後の会議（3月12日）までに、通算16回の会議を開いている（前掲第1図参照）。すなわち、東ドイツ国民が民主主義的な自由総選挙によって人民議会議員を選出し新政府が樹立されるまで、憲法改正と自由選挙の前提条件を生み出す目的で組織され、国政の民主化を担った。会議には、言うまでもなく旧体制の政治基盤をなした SED・PDS（社会主義統一・民主社会党＝旧 SED）も参加していた。変革を求める民衆の熱狂的な声が高まるなか、「円卓会議」では民主化改革や経済改革について議論が交わされ、政府は「円卓会議」の政治的影響力を重視して、その積極的な政治的役割と協力を求め、閣議において会議場所の提供や資金面など、全面的にバックアップすることを決定している¹⁷⁾。これは、東ドイツ史上で画期的な事であった。討論の様子はテレビ放映され、市民が民主主義を学ぶ機会を提供することにもなった。モロドゥは1月15日に円卓会議に出席し、同席での彼の演説によれば、在野から「円卓会議」が政府委員会に参加し、法律の立案に加わり、一週間後に迫る東西両独首脳会談（2月13日、ボン）に「円卓会議」の代表も同行することを要請している¹⁸⁾。1月28日、政府は「円卓会議」の代表者との非公式な協議により、5月6日予定の人民議会選挙を3月18日に繰り上げることで合意し、これは1月29日の第10回「円卓会議」で正式決定され、人民議会でも可決された。こうして国内で暴動が発生する恐れがあったほど、緊迫した状況

16) 発起人には、次の人物が名を連ねた：Gerhard Bäcker（緑の党）、Martin Gutzeit（SPD）、Stephan Hilsberg（SDP）、Heinz Küchler（民主主義を今）、Klaus Ihlau（左派連合）、Erhard Neubert（民主主義の出発）。Vgl. Gemeinsame Erklärung, in: LeMO: Lebendiges virtuelles Museum Online（ドイツ政府文化省公認インターネット・ドイツ史、http://www.dhm.de/lemo/html/dokumente/DieDeutscheEinheit_aufrufZum_ZentralenRundenTische/index.html）。

17) 「円卓会議支援措置に関するドイツ民主共和国閣僚評議会決定（1989年12月21日）」（Hans Modrow: *a.a.O.*, S.156ff., 宮川彰監訳、前掲『ドイツ再統一された祖国：旧東ドイツ首相モドロウ回想録』, 191頁以降収録）。

18) 「円卓会議における閣僚評議会議長ハンス・モドロウの演説（1990年1月15日）」（Modrow: *ebenda*, S.163ff., 『ドイツ再統一された祖国：旧東独首相モドロウ回想録』, 198頁以降収録）。

の中で、「円卓会議」は政権に対して影響力を発揮し、さらにそれを構成する在野グループが第2次モドロウ内閣（2月5日組閣）に入閣することによって「国民責任政府」（Regierung der Nationalen Verantwortung）を形成し、政府の政策に積極的に参画することになったのである。例えば、市民運動「民主主義を今」から入閣したその共同創始者の一人、ウルマン（Wolfgang Ullmann, 生没年1929-2004）も、そうした閣僚の一人であった。彼は、第2次モドロウ政府が発足直後に手がける「信託公社」の創設で、決定的な役割を演じた¹⁹⁾。「円卓会議」は、政治権力の「真空状態」を解消し、暴力的な不穏な動きを押さえ込み、政権参加によって民主化改革の推進過程に決定的な役割を果たしたのである²⁰⁾。しかし、それが選挙によって選ばれたものではなかったところに、その歴史的な限界もあった。この点は、注意を要する。

さて、次に漸く、東ドイツ企業に対する経済改革に対して、「中央円卓会議」がどのように関わったかを問題にすることができる。

「円卓会議」は、1990年1月中頃以降、政治改革（秘密警察体制²¹⁾の解体や3月18日の東ドイツ自由総選挙）にだけでなく、経済改革議論でも深く関わっている。2月12日、「円卓会議」は「人民所有財産の保護のための信託会社」（Treuhandgesellschaft zur Wahrung des Volkseigentums）の設立を提案した。

19) Kemmler: *a.a.O.*, S.52.

20) グレースナー、前掲訳書『ドイツ統一過程の研究』、122-124頁；坪郷、前掲『統一ドイツのゆくえ』、43-47頁参照。なお全部で16回開催された「円卓会議」で議論された事柄については、ドキュメント、Helmut Herles/ Ewald Rose (Hrsg.): *Vom Runden Tisch zum Parlament*. Bonn, 1990 があり、それによって毎回の会議で何が議論されたかを知ることができる。円卓会議への支援措置に関する閣僚評議会決定（1989年12月21日）および円卓会議でのモドロウ東ドイツ首相の演説文については、Hans Modrow: *a.a.O.*, S. 156-163; 前掲、宮川監訳『ドイツ、統一された祖国：旧東独首相モドロウ回想録』、191-204頁に収録されたドキュメントを参照のこと。

21) 東ドイツには、シュタージ（Stasi, Staatssicherheit）と呼ばれる秘密警察・諜報機関が存在した。シュタージは「国家保安省」（Ministerium für Staatssicherheit, 略号 MfS, 本部 Berlin-Lichtenberg）の通称であった。その創設には、ナチス政権時代の秘密警察「ゲシュタポ」（Gestapo, Geheime Staatspolizei）の出身者もいたとの噂もあって、社会のあらゆる組織や家庭内にまで密告制度の網を張りめぐらして監視下に置き、東ドイツ国民を震え上がらせたばかりでなく、西ドイツにもスパイを送り込み、東西両ドイツ国民から恐れられた。1989年11月のベルリンの壁崩壊後、シュタージは国家保安局（Amt für Nationale Sicherheit, AfNS）に改称されたが、同年12月4日に東ドイツ市民がエアフルト、ライプツヒ、ローストックの同局支部を占拠するところとなり、モドロウ政府は12月14日に同局の解散を決定した。年が明けて、1月15日には東ドイツ市民がベルリン（Berlin-Lichtenberg）の旧シュタージ庁舎を占拠し情報閲覧を求めた。ドイツ再統一後から今日までシュタージに関する情報公開や研究が進められ、ドキュメントや研究も少なくない。わが国では、例えば、桑原草子『旧東独秘密警察シュタージの犯罪』中央公論社、1993年が参考になる。

この提案では、東ドイツ市民に対する「人民所有財産」への「資本共有者証書の意味での持分証書」(Anteilscheine im Sinne von Kapitalteilhaber-Urkunden)の交付が要求された²²⁾。2月26日には東ドイツSPDが「円卓会議」において「信託銀行」(treuhänderische Bank; Treuhandbank)の創設のための法案を提案した。同じ日の「円卓会議」で、モドロウ政府から委託を受けていたルフト経済問題相の管轄下の「経済改革委員会」²³⁾の代表者W. クラウゼ(Wolfram Krause)が信託公社の創設と東ドイツ企業の改組に関する2つの政令草案を提出した²⁴⁾。それらの草案は、3月1日の東ドイツ閣僚評議会において、「人民所有財産の信託管理のための公的機関の設立のための決定²⁵⁾」(以下、「信託公社設立令」と「人民所有コンビナート、企業及び施設の資本金会社への転換に関する行政命令²⁶⁾」(以下、「転換令」として採択された。さらに同評議会は3月7日付の「私企業の設立及び活動と企業の資本参加に関

- 22) Vorschlag der umgehenden Bildung einer "Treuhandgesellschaft" (Holding) zur Wahrung der Anteilsrechte der Bürger mit DDR-Staatsbürgerschaft am Volkseigentum der DDR, Freies Forschungskollegium "Selbstorganisation" an den Runden Tisch, vom 12. Februar 1990, in: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.1, Berlin 1994, S.24-26.
- 23) Wolfram Fischer, Herbert Hax, Hans Karl Schneider (Hrsg.): *Treuhandanstalt. Das Unmögliche wagen*, Berlin: Akademie Verlag, 1993, S.26f.
- 24) Beschlusentwurf der Arbeitsgruppe "Wirtschaftsreform" für den Ministerrat der Regierung Modrow über die Gründung der Treuhandanstalt (Anlage 1) und Umwandlung von Volkseigenen Betrieben in Kapitalgesellschaften (Anlage 2), vom 26. Februar 1990. Anlage 1: Beschluß zur Gründung der treuhänderischen Verwaltung des Volkseigentums (Treuhandanstalt), Anlage 2: Verordnung zur Umwandlung von volkseigenen Betrieben, Einrichtungen, Kombinat sowie wirtschaftsleitenden Organen in Kapitalgesellschaften, in: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.1, Berlin 1994, S.18-23 (原案全文は収録されていない。なおクラウゼ案に対する「自由研究団『自主組織』Freie Forschungskollegium "Selbstorganisation"」からの批判も同巻に収録されている (*Ebenda*, S.15f.)。因みに、「自主組織」の創設メンバーの一人は市民運動「民主主義を今」と「円卓会議」の共同発起人であったウルマン(Wolfgang Ullmann)であった。「民主主義を今」党(1998年9月12日結成, Kemmler: *a.a.O.*, S.69)は2つの政党(「新フォーラム」と「平和と人権のためのイニシアティブ」)と一緒に「90年同盟」に結集して3月の自由選挙を闘ったが、惨敗した。「これは、急激に高まる市民の統一へのナショナルな感情が、市民グループを置き去りにしたためであろう」と坪郷寛は捉えた(坪郷, 前掲「統一ドイツのゆくえ」, 59頁)。「自主組織」は東ドイツの発展に政治的影響を及ぼそうとした自然・精神科学の知識人が参加した (Kemmler: *ebenda*, S.70)。
- 25) Beschluß zur Gründung der Anstalt zur treuhänderischen Verwaltung des Volkseigentums (Treuhandanstalt) vom 1. März 1990, Gesetzblatt der DDR vom 8. März 1990, in: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.1, Berlin 1994 S.1.
- 26) Verordnung zur Umwandlung von volkseigenen Kombinat, Betrieben und Einrichtungen in Kapitalgesellschaften vom 1. März 1990. 同法原文収録先: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Berlin, 1994 S.1. なお、東独閣僚評議会への諮問委員会「経済改革」(Arbeitsgruppe Wirtschaftsreform)の2月26日の決議案や、2月12日の「円卓会議」に提出された「信託公社法」草案などの関連資料については、Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Band 1, Berlin, 1994 を参照のこと。

する法律²⁷⁾」(私企業法)を制定し、これによって私企業の設立と活動を保障するものとし、また信託公社定款(3月15日)を定めて、その組織と任務を位置づけた。信託公社は「信託公社設立令」では政府管轄下に置かれるとされたが、定款では人民議会に対して報告義務を負うものとし、議会による統裁が明記された。これらの3法と公社定款は東ドイツ企業の市場経済への適合のための法的条件を整えようとするものではあったが、資本金会社への転換や信託公社の創設が東ドイツ企業の国家的所有を廃してそれを私的所有に転換すること、つまり国有企業の民営化の実現、を意味するものではなかった。まして東ドイツ企業をして直ちに西ドイツと同じ市場経済的条件に適合させようような条件を整えるものではなかった。

2. 2. 自力存続への幻想

1990年に入って、モドロウ政府のルフト経済問題相は1月に東ドイツの経済的破綻の実態を明らかにする²⁸⁾なかで、同政府は、記述の通り、一連の政治・経済改革政策によって東ドイツの解体を回避しようとした。そうした政策は、ホーネッカー時代に比べれば革命的ではあったが、実際にはコメコン体制の枠内で東ドイツの自立的存続を追求しようとする宥和政策であった。それは、1月15日の「円卓会議」でのモドロウ首相の演説文からも読み取ることができる。政府の東ドイツ経済再建へのシナリオは、目睫に迫る市場経済に対応するために東ドイツ企業を資本金会社に転換し、それによって競争力を備える企業を生み出すというものであったが、資本所有権の民営化(売却)を目指すのではなく、「人民所有財産の保護」という立場から資本の国有を堅持しようとするものであった。西ドイツとの統一のあり方については、まず「条約共同体」に移行し、その後「国家連合」を形成し、そうした形で国家統合への準備と調整のプロセスを経て、やがて国家統一へ押し進める、といった漸次的段階的統一構想が描かれていた²⁹⁾。

27) Gesetz über die Gründung und Tätigkeit privater Unternehmen und über Unternehmensbeteiligungen vom 7. März 1990. 同法原文の収録先: Schiwy, P./W. Wetzke: *a.a.O.*, 2. Ergänzungslieferung, 1990.

28) 坪郷, 前掲『統一ドイツのゆくえ』, 52頁。

29) Hans Modrow: *a.a.O.*, 前掲, 宮川訳「ドイツ 再統一された祖国: 旧東独首相モドロウ回想録」参照。

しかし、東ドイツ市民は、早期統一への期待から旧態を引き摺る政治体制に対して、その転換を求めていた。西ドイツ市民は、世論調査では、統一を歓迎しながらも性急な統一がもたらす悪影響を恐れていると見られたが、西ドイツ政府は東ドイツ市民の期待に応える政治的選択をした。東ドイツ市民の選択が示されたのは、東ドイツで初の自由国政選挙（3月18日）によってであった。この選挙は東ドイツ最後の人民議会選挙になった。既述の通り、東ドイツ市民はこの選挙によって、統一路線を望んでコール西ドイツ首相の率いるCDU（キリスト教民主同盟）と同じ政治的立場の東ドイツCDUを圧倒的な支持率（40.8%）で選んだ。しかし東ドイツCDUは単独では過半数の得票率に至らなかったため、CDU党首デメジャールを首相とする大連立政府を誕生させた。1990年3月18日の人民議会選挙（投票率93.4%）の結果は、第1表の通りである。

第1表 1990年3月18日人民議会選挙の得票結果（投票率93.4%）

政党名	得票	議席数
キリスト教民主同盟（CDU）	40.8	163
ドイツ社会同盟（DSU）	6.3	25
民主主義的出発（DA）	0.9	4
社会民主党（SPD）	21.9	88
民主社会主義党（PDS）	16.4	66
自由民主主義同盟（リベラル）	5.3	21
90年同盟	2.9	12
民主農民党（DBD）	2.2	9
緑の党/独立女性同盟	2.0	8
国民民主党（NDPD）	0.4	2
民主女性同盟（DFD）	0.3	1
統一左派とカーネーション党の行動同盟（AVL）	0.2	1
その他諸党	0.4	0

備考 人民議会選挙は、比例代表制によって選出された。その他諸党は議席なし。

資料 坪平、前掲『統一ドイツのゆくえ』58頁、山田徹『東ドイツ・体制崩壊の政治過程』日本評論社、380頁より作成。

デメジュール大連立内閣への参加政党は、キリスト教民主同盟 (CDU)、ドイツ社会同盟 (DSU)、民主主義的出発 (DA)、社会民主党 (SPD)、自由民主主義同盟 (リベラル) の5政党であった。CDU、DSU、DAによって結成された「ドイツのための同盟」が合計48%を得票して圧勝した。大連立内閣では、東ドイツの西ドイツへの実質的な吸収合併となる西ドイツ基本法第23条を選択する意見が大勢を占めることになった³⁰⁾。選挙には、西ドイツから巨額の選挙資金が流れ込んだといわれる。新政府は発足と同時に、西ドイツ政府とドイツ再統一問題に関する交渉を開始し、5月18日には「通貨・経済・社会同盟の創設に関する条約」(第1国家条約)を締結し、統一へ向けて大きく一步を踏み出した。東西ドイツを取り巻く国際政治の潮流変化と東ドイツ国内での統一気運の高まりに押されて、東ドイツ人民議会は6月17日に東ドイツ憲法から「社会主義的概念」を抹消し、私有財産制度の導入を規定する憲法改正案を採択し、「人民所有財産の民営化と再編成に関する法律」(「信託法」)を制定した。6月21日には東西両ドイツ議会は第1国家条約を批准し、かくて7月1日に同条約とその付則に盛り込まれた「信託法」が発効することになった。因みに、第2国家条約とは「統一条約」(Einigungsvertrag, 1990年8月31日調印)を指す。

以上の小史から明らかになる通り、モドロウ政府(閣僚評議会:1989年11月13日~1990年4月11日)はホーネッカー体制(国家評議会:1971年~89年10月18日)を引き継いだクレンツ体制(国家評議会:10月24日~12月8日)と同じSED支配下の東ドイツ人民議会を母体にして選出されていた。同政権のブレインとなって法案や定款を起草した官僚や知識人も、政権寄りの出身者で構成された。モドロウ政権下での経済改革への取り組みは、旧態を脱皮しようとしたという意味では、たしかに革新的ではあったが、しかし東ドイツの既存権力構造から脱去しえなかった同政権と、それに対抗して興起する東ドイツ国民の統一希求への気運の中で自然発生的に生まれていった民主的市民勢力との、過渡期的な政治的権衡の産物に他ならなかったといえる。そ

30) 坪郷, 前掲『統一ドイツのゆくえ』, 55-60頁参照; Vgl. Kremmer: *a.a.O.*, S.110ff.

れにもかかわらず、同政権の取り組みは、その後の展開への、恐らく避けられない歴史的通過点であったという意味では、その歴史的意義を看過すべきではない。またその場合に、東ドイツ崩壊やそれがもたらすかもしれなかった惨劇の回避に、市民勢力、つまり「円卓会議」が決定的に貢献しており、それが果たした歴史的役割や、それを生み出した東ドイツの社会的構造については、歴史学や社会学にとっては見逃せない研究課題となりうるであろう。

3. 初期公社の設立令

3. 1. 草案

1990年に入って、東ドイツの政治・経済改革に関する議論の中心的テーマとなったのは、「人民所有財産」の将来的な取り扱いについてであった。東ドイツのすべての政党・市民団体は、5月の人民議会選挙（その後3月に繰り上げ）を控え、この問題に対して取るべき立場を問われた。また西ドイツでも、政治家や経済専門家によって東ドイツの所有権秩序のあり方に関して議論が展開された。そうした議論の中から出てきた提案は、信託公社の創設に直接的な、痕跡をとどめるような影響を及ぼすものではなかったが、東ドイツでの議論を取り巻く周辺の見解を形成した。そこで、ここでは「私有化」視点から2つの提案、すなわち「信託会社」案と「信託銀行」案に注目して、「初期信託公社」の創設案が公社創設へと結実するプロセスを、とりわけ東ドイツでの所有問題に関する議論の流れを検討することによって、概観することしよう。

(1) 「信託会社」案

東ドイツ代表団が西ドイツのボンを訪問する日の前日、2月12日に、第12回「円卓会議」が開かれ、この会議で、信託公社の創設についての最初の具体的な提案が、変革推進学識者団体「直訳：分岐点への学識触媒作用のための自由研究団『自主組織』」（Freies Forschungskollegium “Selbstorganisation” für Wissenskatalyse an Knotenpunkten, 以下、「自主組織」と略称）を代表し

て、W.ウルマン (Wolfgang Ullmann) から出された。提案のタイトルは「DDR の『人民所有権』についての DDR 国籍をもつ市民の持分権の保証のための信託会社 (持株会社) (Treuhandgesellschaft <Holding>) の即時設立³¹⁾」というものであった。ウルマンは「円卓会議」と市民運動「民主主義を今」の共同発起人でもあったが、また同時に第2次モドロウ政府 (「国民責任政府、2月5日発足) の無任所大臣にも就任していた³²⁾。

「自主組織」は、1990年1月末には、東ドイツの経済的自立が遠からず終焉を迎え、ドイツの早期再統一が目前に迫っているとの確信に至っていたといわれる。その背景として、東西ドイツを取り巻く国際政治の急速な変化が読みとられていた。モドロウ東ドイツ首相は1月30日にモスクワ訪問によってドイツ再統一へのソ連の理解を取り付け、2日後にはドイツ再統一構想を発表した。同構想は、「ドイツにとっては、祖国は同じ」(Für Deutschland, einig Vaterland) と題するものであった³³⁾。2月6日には、コール西ドイツ首相が東ドイツマルクを西ドイツマルクに切り替えることを提案した。統一のあり方をめぐる政治状況は日々刻々と変化していたので、「自主組織」の認識では、仮に東ドイツが解体されるようなことになれば即座に問題となるのが「人民所有財産」の取り扱いであった。また法律上の観点から同財産が民法典が認める形態に転換されなければならなかった。しかも過渡期のどさくさに紛れて人民所有財産の一部が権利のないものによって無統制に横領される大きな危険があるという危惧から、人民所有財産を「管財人」(Treuhand) の職務において管理し、非権利者による奪取から保護する必要があった。事実、東ドイツ企業の総支配人 (Generaldirektor) から政府に対して、当該企業が自分に譲られること求める提案が出されたし、また一連のコンビナート管理者が民営化法の交付を見越して、当該コンビナートの一部の買収に関心をもつ西側の買収希望者との間で、「意向文書」(Letter of intent) と呼ばれ

31) Vortrag der umgehenden Bildung einer Treuhandgesellschaft (Holding) zur Wahrung der Anteilsrechte der Brüger mit DDR-Staatsbrügerschaft am "Volkseigentum" der DDR. Vorlage Nr.12/29 an den Runden Tisch vom 12. Februar 1990, in: Kemmler, a.a.O., S.371-373; Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Band 1, S.24-26.

32) Kemmler: a.a.O., S.69.

33) 原文は、Hans Modrow: *Aufbruch und Ende*, S.186-187, 邦訳, 222-224頁に収録されている。

る文書を交わして、政府はそれが法的拘束力を発生しうることを恐れていたといわれる。そうした状況を背景に、「人民所有財産の保護」のための一つの組織として「信託会社」を創設するといった上記構想が2月12日の「円卓会議」で提案されたのである³⁴⁾。

ケムラーによれば、「自主組織」の「信託会社」創設案の動機には、無統制下での「人民所有財産」の喪失に対するその「保護」という目的他に、それまで国有財産 (Staatseigentum) として取り扱われた「人民所有財産」から「東ドイツ市民の『真の』人民所有財産」が生み出されるべきであるとの認識があった。1990年初頭当時、東ドイツの種々の政党や市民団体はこの要求を掲げ、また西ドイツからもこの方向での提案が出されていたが、この考え方を最初に政治的発議に付したのは「自主組織」であった³⁵⁾。

ウルマン等の知識人が「信託会社」案で要求した主要事項は、次のような内容であった。「贈与 (Verschenken) による私有化という意味での人民所有財産の個人的分配 (individuelle Aufteilung)³⁶⁾」を行うこと。具体的には、東ドイツ市民は少なくとも理念上の意味で「人民所有財産」の所有者であり、そこで持株会社 (Holding-Gesellschaft) として「信託会社」を創設し、それに「信託者」(Treugeber) として同財産を委ねる。「信託会社」はその名において市民の利益のために同財産を管理する。その場合の法律の枠組みは、法定遺産相続権利者の利益をはかった遺言者の遺産管理をモデルにして、西ドイツ民法典の該当法規に意識的に適合されるべきものとする。「信託会社」は全東ドイツ市民に「資本保有者証書」(Kapitalteilhaber-Erkunden) を意味する持分証書 (Anteilscheine) を発行する。発行日は、人民議会選挙の日、つまり1990年3月18日とされるべきである。人民所有財産は4分割されること、つまり、第1に国・州・市町村の所有下に置かれる部分、第2に違法に人民所有財産に収用された財産に対する保障にあてる部分、第3に文化、社会、エコロジー上の財団に割り当てる部分、最後に東ドイツ市民への持分証書の形での配分部分である。東ドイツ人民所有財産の総価値は1兆6,000億

34) Vgl. Kemmler: *a.a.O.*, S.72, S.78.

35) Kemmler: *ebenda*, S.73.

36) Kemmler: *ebenda*, S.73.

DM (Deutsche Mark) から7兆7,000億 DMの間と評価され、したがって財産配分に与る権利のある1,600万人の東ドイツ市民の一人当たりの価値額は2万5,000 DMから12万DMの間であり、東ドイツ市民が受け取るべき人民所有財産への持分証書の価値高は、最低でも2万5,000DMであるというものであった³⁷⁾。

ウルマン等の主張では、西側方式で経営されるべき信託会社には、財産価値の国際入札によって人民所有財産の構成部分の評価を行う任務が与えられるものとされた。その場合に、注目すべき点は、「売却」(Verkauf)ではなく、「合弁事業」(Joint Venture)によって、東ドイツの持株会社に対して東ドイツ企業への可能な限り高い出資比率を与えるように競争を介して投資家(Interessenten)に出資を促すことが提唱された。「信託会社」構想では、ケムラーが指摘した通り、国際的な出資者募集で「資本提供者が長蛇の列を作る」といったきわめて楽観的な提携幻想が基礎になっていた³⁸⁾。

ウルマンは、「円卓会議」での「信託会社」構想の提案と並行して、モドロウ国民責任政府の閣僚の立場で同案を閣僚評議会に提案した³⁹⁾。それを受けて、モドロウ首相は2月22日の閣僚評議会会議でルフト(Christa Luft)副首相とその次官クラウゼ(Wolfgang Krause)に相応の法的規定を立案する任務を授けた⁴⁰⁾。クラウゼが率いる「経済改革委員会」(Arbeitsgruppe “Wirtschaftsreform”)が「信託公社」の創設に関する法案の作成作業を行い、2月26日にはウルマン大臣に信託公社の創設と人民所有財産の資本会社への転換に関する政令原案(「信託公社設立令」と「転換令」)⁴¹⁾が示された。しかしウルマンは東ドイツ市民の「人民所有財産」への個人的得点を主張した

37) Kemmler: *ebenda*, S.74-75.

38) Freies Forschungskollegium “Selbstorganisation”: Der auslösende Vorschlag für die Gründung der Treuhandanstalt, Vorlage Nr.12/29 an den Runden Tisch vom 11.2.199, in: Kemmler, *a.a.O.*, S.371-373; Kemmler: *ebenda*, S.75.

39) Kemmler: *ebenda*, S.76.

40) Kemmler: *ebenda*, S.76-77.

41) Beschluß zur Gründung der Anstalt zur treuhänderischen Verwaltung des Volkseigentums (Treuhandanstalt) vom 1. März 1990, 同法原文の収録先: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.1, Berlin 1994; Kemmler: *ebenda*, S.378 (部分収録). Verordnung zur Umwandlung von volkseigenen Kombinat, Betrieben und Einrichtungen in Kapitalgesellschaften vom 1. März 1990, 同法原文収録先: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.1, Berlin 1994; Schiwy, Peter/Wolfgang Wetzke: *a.a.O.*; Kemmler: *ebenda*, S.379 (部分収録).

「自主組織」の主要要求が原案に盛り込まれていないことを不満とし、そこで28日、つまり閣僚評議会の前日、「自主組織」と、クラウゼの「経済改革委員会」を管下に置くルフト経済問題相との間で会談が持たれたが、会談は決着を見ず、結局、3月1日の閣僚評議会に政府側原案が提出され、その場で議論が闘わされることとなった。閣僚評議会では、「自主組織」は政府側原案への批判と代替案⁴²⁾を提出したが、最終的にその主張は容れられなかった。「経済改革委員会」の原案が可決された。「信託公社設立令」と「転換令」は、若干の例外を除いて、ほぼ原案通りであったといわれる⁴³⁾。

(2) 「信託銀行」案

1990年に入ってから東ドイツでは、経済政策や将来の所有権秩序をめぐる議論は、僅かに論争となったにすぎない。これは、注目に値する。3月8日の総選挙以前には、モドロウ政府にだけでなく、その他の政党や市民団体にも、東ドイツの経済改革構想の基調となるべきものとされた市場経済原理について、政策的に一貫した方向付けを与えうるにいたるような共通の認識が定まっていなかった。「経済政策を社会政策上の諸問題に還元する」といった「壁」崩壊までの東ドイツの経済政策が、後々まで影響していたものと思われる。モドロウの市場経済構想では、彼の回想録を読めば、「経済政策と社会政策の統合」という認識が基調となっていた。東ドイツでの経済改革論議は、家宅が炎々と燃え上がっているのに消防法について皆で議論しているようなものだ、と西ドイツの研究者によって冷評された。また西ドイツの政治家によって、東ドイツには経済相の能力をもつ者がいない、と酷評された⁴⁴⁾。所有権問題の論調については、大方の政党や市民団体の間で、人民所有財産の東ドイツ市民への「個人的配分」の必要性を認めながらも、すでに検討した「信託会社」案のように、信託機関の創設によって市民の持分所有権を信

42) Stellungnahme des Freien Forschungskollegiums "Selbstorganisation" zum Beschlüßentwurf der Arbeitsgruppe "Wirtschaftsreform" vom 26.2.1990 (Anhang 2), Berlin, 28.2.1990, in: Kemmler: *ebenda*, S.380-382; Gesetzentwurf des Freien Forschungskollegiums "Selbstorganisation" vom 28.2.90 als Alternative zum Beschlüßentwurf der Arbeitsgruppe "Wirtschaftsreform" vom 26.2.1990 (Anfang 2), in: Kemmler: *ebenda*, S.383-385.

43) Kemmler: *ebenda*, S.77ff.

44) Vgl. Kemmler: *ebenda*, S.84ff.; 同書回想録, 52-56頁を参照のこと。

託管理する考え方が基底を離れていなかった。管見では、旧政治経済体制からの離脱を図ろうとしていた当時の東ドイツ政府にも、また諸政党や市民団体にも、市場経済システムの導入を予定して東ドイツ企業の自力存続に対する現実的な見通しを立てうるような政策立案ができなかったのは、市場経済運営の経験や能力がなかったからであるといえよう。実質的な民営化の考え方が現実的な議論の俎上にのせられるのは、3月の総選挙後に発足するデメジール政権下においてであった。それも、この時期の所有問題をめぐる議論を経験してはじめて到達した現実認識であった。その意味では、次に取り上げる「信託銀行」案も、モドロウ政権下での私有化議論の特徴を捉える上で、無視できない構想であった。

モドロウ政府や「自主組織」の他に、「人民所有財産」とその「信託的管理のための機関」の創設というテーマを取り上げた経済通の政治家グループがいた。東ドイツ SPD ベルリン地区評議会に所属した「『経済構造』検討会」(SPD-Fachgruppe “Wirtschaftsstrukturen”) がそれであった。

東ドイツSPDの「『経済構造』検討会」は第14回「円卓会議」(2月26日)に「信託銀行」構想を提出して支持されたが、それに反して自党内では支持も支援も得られなかったといわれる。3月18日に予定される総選挙を前に、東ドイツSPD内の大多数の経済通政治家の間では、市民への人民所有財産の即時配分が大半の東ドイツ市民の政治的意志に応えるものではない、とりわけ総選挙後に誕生することになる新政府の樹立を前に、それに先走ってこの重大な問題に手をつけるべきではない、という考え方が支配的であったといわれる。「自主組織」のウルマンと同じく、「国民責任政府」の閣僚であった東ドイツSPD役員のロンベルク (Walter Romberg:後にデメジール新政府の大蔵相に就任) は、「人民所有財産」問題に結論を出した3月1日の閣僚評議会会議では、「信託公社」の創設をめぐる議論において、同党の「信託銀行」案を持ち出さなかった。結局、「自主組織」の「信託会社」案も、SPDの「信託銀行」案も、「人民所有財産」に対する東ドイツ市民の直接的な得分という問題に関しては、モドロウ政府が制定した「信託公社設立令」や「転換

令」に直接的な影響を及ぼすことはなかったといわれる⁴⁵⁾。

(3) 西ドイツでの議論

3月18日の人民議会選挙までに登場した人民所有財産の民営化に関する提案について、ケムラーは、その特徴を次の3点に要約している。第1に、1990年始めの議論では、東ドイツ市民への資産贈与 (Verschenken) の方式での民営化構想が他の民営化案、とくに企業家への売却による民営化構想よりも優位であった。国民経済的な資産配分のあり方に顧慮が払われ、東ドイツ企業の企業管理や再建についての経営上の問題に注目が集まらなかった。第2に、政治家もそのブレインも人民所有財産の価値を過大評価して疑わなかった。当時の見通しでは、多方面から提案された「持分証書」の発行がその保有者に高い配当支払いではなく、むしろ逆に東ドイツ企業の巨額損失と再建投資のための資本需要から、証書保有者に膨大な金額の追加支払いをもたらすかもしれない、といったことは、まだ認識できることではなかった。当時の東ドイツ企業は経営危機に陥る状態にあったにもかかわらず、このテーマに関わった多くの関係者が東ドイツの莫大な工業資産について収益力のあるものとして議論するといった幻想に陥っていた。第3に、1990年初めに、東ドイツでも、また西ドイツの政治家やその顧問の間からも、東ドイツの人民所有財産に対する受託機関 (Treuhand) や持株会社 (Holding) の機能を担う団体 (Organisation) の創設についてのアイデアが、ほぼ同じ時期に登場した。政治的に最初に信託機関創設案を提案したのは、学識者で構成する政治団体「自主組織」であった。後に、3月1日にモドロウ政府によって「信託公社」の創設が実現されることになったが、しかし1990年初め頃には、その創設も危うい政治状況にあった⁴⁶⁾。

(以下、次号)

45) Kemmler: *ebenda*, S.88-89.

46) Kemmler: *ebenda*, S.89-93.